

第3回日伯貿易投資促進合同委員会の開催について

2010年3月31日

委員会設置～第1回委員会開催前

- 平成20年7月、甘利・前経済産業大臣がブラジルを訪問。ルーラ大統領、ロウセフ文官長を始め、関係閣僚と会談。その際に、日伯双方でWin-Winの戦略的経済関係を築くべく、日伯貿易投資促進委員会を設置。
- 第1回合同委員会(昨年2月20日開催)では、4つのWG(貿易投資促進、 ビジネス円滑化、 度量衡、 知的財産権)を設置し、(i)貿易投資促進のための改善要望事項、また(ii)貿易投資促進のための協力事項を網羅的に取り上げて議論。
- 第1回会合を踏まえ、ブラジル側は、(日本側要望事項の一つである)中古資本財の輸入手続の簡素化(業界団体承認の非義務化)を発表。
- 在ブラジル日系企業間では、第2回会合に向け、ブラジル日本商工会議所やジェトロ・サンパウロセンター等を中心に、税制や技術移転等の問題を中心として、具体的問題点の整理と改善策をとりまとめていくこととなった。

第2回合同委員会：結果概要

- 第2回合同委員会を9月15日～16日に開催し、ブラジルにおけるビジネス上の課題及び、貿易投資促進のための協力関係強化に向けた議論を実施。
- ビジネス上の課題については、(i)移転価格税制や二国間租税条約をめぐる問題、(ii)技術移転に係る制約の問題、(iii)中古資本財の輸入規制の問題等について重点的にとりあげ、日本の民間サイドから問題提起。問題の所在について双方の認識が一致。引き続き問題の改善に向けて、第3回会合までの間、実務者による専門家会合を開催しつつ、検討を加速化することで一致。
- 貿易投資促進のための協力については、ブラジルへの投資の促進、知的財産権、模倣品対策、イノベーション等の事項について、今後の協力のあり方について担当者間で議論を行い、進展。
- また、本委員会と併行して、ジェトロ及びブラジル開発商工省共催のブラジル投資セミナーが開催され、盛況のうちに終了。

第3回合同委員会に向けたこれまでの取組

- 第1回～第2回の議論を踏まえ、民間企業からの問題意識に対して解決策を模索すべく、専門家レベルでの議論を分野別()に実施。

()分野別専門家会合

移転価格税制等税制問題に関する専門家会合(連邦収税局)

移転価格税制:第1回(1月12日)、第2回(2月10日)、第3回(3月23日)

二重課税防止等:第1回(昨年11月30日)、第2回(2月11日)

技術移転契約問題に関する専門家会合(産業財産権庁(INPI))

第1回(昨年11月25日)、第2回(2月11日)

中古資本財の輸入規制に関する専門家会合(開発商工省貿易局)

第1回(昨年10月20日)、第2回(昨年12月1日)

第3回(2月10日)

専門家会合の成果 税制問題に関する専門家会合(1)

1. 二重課税が発生しやすい移転価格税制の執行や、発生を防ぐための仕組みの欠如

これまで、日伯貿易投資合同促進委員会の場を通じ、

移転価格税制の執行時に、利益マージン比率が一律で固定されており、業種によっては比率が非現実的な問題

取引前に移転価格税制の適用が無いことを確認するための事前確認制度が無い問題などの問題点を指摘。

第2回委員会以降、ブラジル側からは、

昨年末に発表をした暫定税制において、財務大臣が業種別に利益マージン比率を定めることができることとなったこと、(本項目に係る課題は後述)

事前確認を行ったとしても、その通りの執行が保証出来ない問題があるため、事前確認制度の導入は困難、

といった回答があったところ。

2. 二重課税が発生してしまった場合の二重課税を解消するメカニズムの欠如

我が国とブラジルの間の租税条約においては、二重課税を防止するために相互協議を行うメカニズムはあるものの、その結果、二重課税を回避するための更正措置を行うための規定(対応的調整規定)が無く、相互協議自体が意味をなしていない。

専門家会合の成果 税制問題に関する専門家会合(2)

3. 今年より適用される移転価格税制の執行に係る暫定税制の問題

昨年末に今年より執行が開始となる暫定税制(以下参照)が発表され、現在国会審議中。ブラジル日本商工会議所のアンケートでは、41社中30社が悪影響があると回答。

ブラジル側(連邦収税局)は、日本企業の考える適切な業界別利益マージン比率を積極的に聞いた上で、外国企業の投資活動に悪影響を与えないような利益マージン比率を設定していきたいとの立場であることを専門家会合において確認。

【従来税制】

利益マージン比率

輸入部品を用いた製品製造: 60%

完成品輸入販売事業: 20%

(業種別の設定は無し)

計算手法

柔軟な計算方法(移転価格税制の適用対象になりにくい計算手法)が認められていた。

【暫定税制】

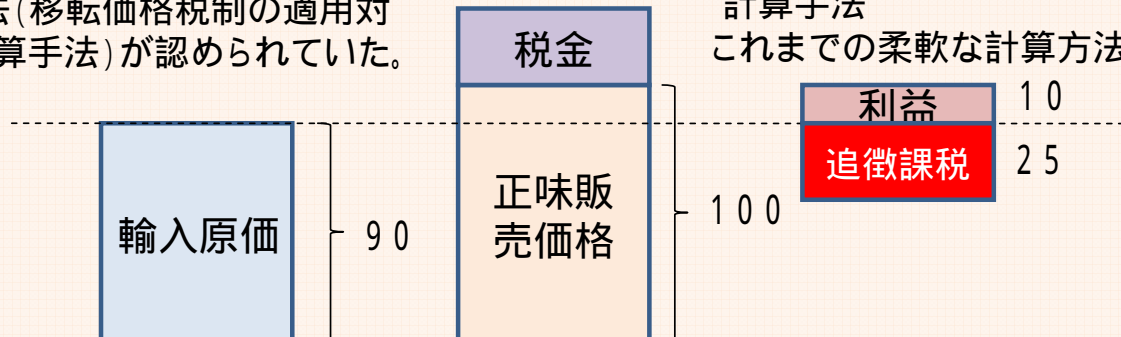
利益マージン比率

輸入部品を用いた製品製造、完成品輸入販売事業ともに一律35%。

(今後、財務大臣の権限において業種別の設定を行う柔軟性あり)

計算手法

これまでの柔軟な計算方法は廃止。



輸入原価90のものを100で販売した場合、販売利益10は少なすぎるとして25を追徴課税 6

専門家会合の成果 技術移転契約問題に関する専門家会合

・技術移転契約は全てINPIが審査(INPIが審査しない契約は、法的効力がない)。

(1) 技術移転時の対価回収の問題

INPIによる審査時に以下の条件に合致していない場合、承認が下りない

- ・技術移転の対価は売上高の5%
- ・ノウハウの場合、契約期間は5年(特例の延長申請により最長10年)以内に限定
これらの制約により、十分な対価が回収できない。また、そのことが我が国における移転価格税制適用による追徴課税リスクにつながる。

ブラジル側は、これらの制約は法律に規定されていることとして、その改正には極めて困難である態度。特に、ブラジル側は、ノウハウ(営業秘密)の重要性の認識が乏しく、5年もあれば十分習得できるし、売上高の5%もあれば十分との見解。

(2) 技術移転時の秘密保持の問題

INPIによる審査時に以下の条件に合致していない場合、承認が下りない

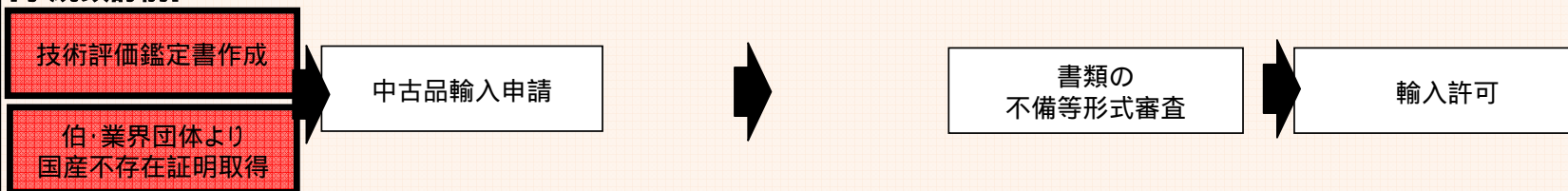
- ・ノウハウ(営業秘密)の秘密保持期間は、5年以内
資本関係が無い、ないしは緩い企業間での技術移転の場合、5年を超えると技術移転先の企業が技術を自由に使えることとなる。競合他社に技術移転先の企業から競争力維持のための重要な技術が流出してしまう可能性。

ブラジル側は、原則5年で十分との考えであるが、専門家会合での議論の結果、ケース・バイ・ケースで長期の保護も検討する旨示唆。

専門家会合の成果 中古資本財の輸入規制に関する専門家会合

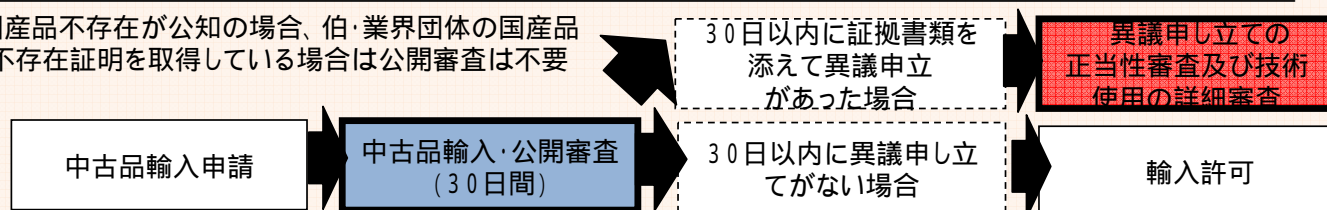
- 第1回委員会（2009年2月）の際に、中古資本財の輸入規制において時間と労力を要しているとして、その簡素化を要請したところ。その後、中古品の輸入手続の見直し（2009年3月）により、伯業界団体作成の技術鑑定書が不要とされたものの、国産品不存在の確認のため、輸入申請を受けて政府が公開審査を行うこととなった。（伯・開発商工省は、異議申し立てがなければ、公開審査から30日で輸入許可が確定するためスピード面においても大幅な改善であると主張）
- しかし、公開審査で異議申し立てがなされ、それが正当であると認められた場合には、その後のプロセスは不透明。企業の立場に立てば、中古資本財活用の予見性が無く、投資計画の立案時に中古資本財の活用を含めることが困難。
ブラジル側は、同規制に関し、不断の見直しを行っているため、日本企業の声を積極的に聞いていきたいとの立場。

【手続改訂前】



【手続改訂後】

国産品不存在が公知の場合、伯・業界団体の国産品不存在証明を取得している場合は公開審査は不要



第3回貿易投資促進合同委員会の取組方針

(1) ブラジルにおけるビジネス環境上の課題の改善

- 問題の改善が図られるよう、引き続き議論を深めていく。具体的には、専門家会合の成果を踏まえながら、今後改善がなされるべき項目に関し、分野別のワーキンググループにおいて議論を行う。
- 特に、日本企業の関心の高い税制の問題に関し、移転価格税制の執行に係る問題については、ブラジル連邦収税局を官民で訪問予定。暫定税制の問題を指摘し、改善を働きかけていく。また、租税条約など税務当局同士での議論が不可欠な内容に関しては、当局同士の意見交換を促進していく。

(2) ブラジルとの貿易投資協力関係の深化の促進

- 二国間の貿易投資を促進するための取組(貿易投資セミナーや研修などの協力、特許分野の協力や模倣品対策、半導体などの個別分野ごとの協力)について双方で現状認識を共有。今後の取組について、二国間の協力の方向性を議論し、確認していく。
- 特にブラジルの資源開発に係るビジネスのポテンシャルを踏まえ、ブラジルの関係省庁の協力を得て情報交換を得る機会を設ける。

開催概要(1)

1. 日程・場所

4月15日(木):ワーキンググループ会合、4月16日(金):プレナリー会合 於:ブラジリア(首都)

2. 主要アジェンダ

4月15日

(1) ブラジルのビジネス環境上の課題の改善

< 税制ワーキンググループ (投資促進省庁である開発商工省への要請) >

昨年末に発表された移転価格税制の暫定税制に係るもんだ第の他、二重課税の発生を防ぐための制度(事前確認制度)や、二重課税が発生してしまった際の調整メカニズム(対応的調整)の構築の必要性について、その具体的なメリットとともに日本企業の問題意識をブラジル側にインプットする。また、PIS/COFINSなどのその他の課題に関しても、解決に向けた方策を議論する。

< 税制ワーキンググループ (移転価格税制の執行問題に係る伯税務執行当局との議論) >

特に、昨年末に発表された移転価格税制の暫定税制について、ブラジル連邦収税局に対し、日本ブラジル商工会議所を中心にとりまとめた問題意識を伝え、改善に向けて働きかけを行う。

< 技術移転ワーキンググループ >

技術移転契約の制約が、ブラジルへの技術移転の障壁となっているとして、改善を引き続き求めていく。また、営業秘密の保護期間の問題に関しては、営業秘密の重要性についての理解を促進しつつ、申請内容によっては長期の営業秘密の保護も認められるような運用を確認する。

< 物流ワーキンググループ >

中古資本財の輸入規制がブラジルにおける日本企業の投資促進やビジネス効率化に逆行していることを説明しつつ、ブラジル側の改善に向けた動きを後押ししていく。その他、税関などで発生している諸問題についても問題点を指摘していく。

開催概要(2)

4月15日(続き)

<ビザ等の問題に関するワーキンググループ>

ビザ申請・発給に係る問題について日本企業が直面する課題を報告し、今後の領事当局者間会議につなげていく。

(2) ブラジルとの貿易投資協力関係の深化の促進

<貿易投資促進ワーキンググループ>

貿易投資の促進に資する双方の取組についてその取組状況の報告や今後の取組の可能性などについて意見交換を行う。

なお、二国間投資協定に関する政府間政策対話についても併せて実施。

<資源・インフラワーキンググループ>

資源大国のブラジルにおける石油、鉄鉱石やレアメタルのポテンシャルを踏まえ、資源開発やそれに関連するインフラ分野のビジネスへの日本企業参画を促進するため、資源開発に係る法令や開発計画について情報を得る。

<知的財産ワーキンググループ>

特許審査分野における協力促進に向けた協力覚書の締結を目指す。また、これまでの模倣品対策分野の協力内容について双方で確認するとともに、今後の取組について議論を行う。

4月16日

<プレナリー会合>

ワーキングでの議論を報告するとともに、日伯のハイレベルで、ワーキンググループで議論された取組を促進するための議論を行う。

開催概要(3)

3. 主要出席者

<日本側>

- (官) 経済産業省 (石毛 博行 経済産業審議官)
在ブラジル日本国大使館
日本貿易振興機構(JETRO)、石油天然ガス金属鉱物資源機構(JOGMEC)
国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)、国際協力機構(JICA)

- (民) 経団連 (讃井 暢子 常務理事)
ブラジル日本商工会議所 (中山 立夫 会頭)
日本企業

<ブラジル側>

- (官) 開発商工省 (イワン・ハマーリオ 次官)
工業財産権庁(INPI)
動力資源省

- (民) ブラジル全国工業連盟(CNI) (マスカレーニャス 副会長)
ペトロブラス社等

参考：時間割（調整中）

4月15日(木)

午前	9:00~12:00 貿易投資促進WG 日：METI、関係企業、伯：MDIC	10:00~12:00 税制WG（全般） 日：METI、関係企業、伯：MDIC	11:00~12:00（調整中） 資源・インフラWG（鉱物資源） 日：METI、関係企業、JOGMEC、JBIC、NEXI、 伯：動力資源省、VALE、BNDES
	午後	13:00 ~ 14:30 物流WG 日：METI、経団連、関係企業、伯：MDIC（中古品）、連邦収税局（税関問題）	13:20~14:20（調整中） 資源・インフラWG（石油） 日：METI、関係企業、JOGMEC、JBIC、NEXI、 伯：動力資源省、ペトロプラス、BNDES
	14:30 ~ 15:00 ピザ等WG 日：METI、経団連、関係企業、伯：MDIC		
	15:00 ~ 16:30 技術移転WG 日：METI、経団連、関係企業、伯：INPI	15:00~17:00 税制WG（移転価格税制） 日：METI、経団連、関係企業、伯：連邦収税局、 開発商工省	
	16:30 ~ 18:00 知的財産WG 日：特許庁、関係企業、在伯大、伯：INPI、 CNCP		16:00~18:00 BITに関する政府間対話 日：METI、伯：開発商工省
夜	19:30 ~ 21:30 日伯貿易投資促進合同委員会・レセプション（於：大使公邸）		

4月16日(金)

9:30 ~ 12:30 プレナリー会合

改善すべきビジネス環境上の問題に関し、
ブラジルでビジネスを展開する現場からの
声を是非お聞かせ下さい。

ご静聴ありがとうございました。

在ブラジル大使館 経済班 吉村一元

Tel: (061) 3442 - 4215

E - mail: katsumoto.yoshimura@mofa.go.jp